



大和田会計ニュース



「家賃支援給付金申請」について

新型コロナ対策支援策の「家賃支援給付金」の申請が7月中旬から開始されました。条件に合うと個人事業主・法人とも一括で大きな額が給付されます。

1. 申請は家賃支援給付金のホームページからで、令和2年7月14日から令和3年1月15日までの期間中であれば、いつでも可能です。
2. 対象事業者
 - ・4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人
 - ・資本金額等が定められていない法人では、従業員数が2,000名以下
 - ・4月1日時点で、構成員の事業者の3分の2以上が個人か、上記法人である組合、一般社団法人等
 - ・個人事業主（フリーランスを含む）
3. 支給要件を満たす【売上判定】の基準
新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年5月から12月までの間に
 - ① いずれか1カ月の売上が前年同月比で50%以上減少している
 - ② 連続する3カ月の売上合計が前年同期比で30%以上減少している
4. 給付額の算定方法

| | 月額を支払賃料 | 給付額の算定式 |
|-----------------------------|----------|--|
| 法人 (最大給付額 600万円)を一括支給 | 75万円以下 | 支払賃料×2/3×6 |
| | 75万円超 | $[50万円 + (支払賃料 - 75万円) \times 1/3] \times 6$ ※下線部は上限 100万円 |
| 個人事業主 (最大給付額 300万円)を一括支給 | 37.5万円以下 | 支払賃料×2/3×6 |
| | 37.5万円超 | $[25万円 + (支払賃料 - 37.5万円) \times 1/3] \times 6$ ※下線部は上限 50万円 |

5. 申請時期と方法
給付額の算定の元となる「支払賃料」は申請日の直前1か月以内に支払った金額になります。貸主から賃料免除等を受けていると免除額を差し引いた後の金額になります。
ゆえに、免除期間が過ぎて元の水準に戻ってからの申請が有利です。
申請は、パソコンやスマホからウェブ上で行います。添付書類が各種ありますので、事前にHPで確認して、洩れなく準備ください。

金融機関にもしもの時、預金が保護されるのは1,000万円までですか

昨年コロナの流行前に数社のお客様から相談がありました。『銀行がもし破綻した場合は1,000万円までしか、保護はされないの？』『銀行ごとに分散しようと思ひ、福島地方銀行3行と信用金庫には1,000万円ずつ預けたけど、もっと預けたいけど、福島市に他の銀行がある？』『全部分散させるのが大変だからまとめて預ける方法ないかしら？』などありました。そこで預金の保護範囲をしらべてると下記の表のとおり、分散しなくても全額保護できる方法がありました。

万が一金融機関が破綻した場合に、預金保険で保護される預金などの額は以下のとおりです。

「当座預金」、「利息のつかない普通預金」など決済用預金（①決済サービスを提供できる、②預金者が払い戻しをいつでも請求できる、③利息がつかないという三つの要件を満たしている預金）に該当するものは、全額保護されます。

利息のつく普通預金、定期預金、定期積金、掛金、元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含みます）、金融債（保護預り専用商品に限ります）などは、1金融機関ごとに合算して、預金者1人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息等が保護されます。

（保護の範囲）

| | 預金などの分類 | | 保護の範囲 |
|-------------|--------------------------------------|--|---|
| 預金保険の対象預金等 | 決済用預金 | 当座預金・利息のつかない普通預金など | 全額保護 |
| | 一般預金等 | 利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てん契約のある金銭信託（ビッグなどの貸付信託を含みます）・金融債（保護預り専用商品に限ります）など | 合算して元本1,000万円までと破綻日までの利息等を保護（注） 1,000万円を超える部分は、破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされる場合があります。） |
| 預金保険の対象外預金等 | 外貨預金、譲渡性預金、金融債（募集債及び保護預り契約が終了したもの）など | | 保護対象外 破綻金融機関の財産の状況に応じて支払われます。（一部カットされる場合があります。） |

注）

金融機関が合併を行ったり、営業（事業）のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、保護される預金等金額の範囲は、全額保護される預金を除き「預金者1人当たり1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額になります（例えば、2行合併の場合は、2,000万円）。

定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

保険の対象となる預金等のうち決済用預金以外の預金等で元本1,000万円を超える部分及び保険対象外の預金等並びにこれらの利息等については、破綻金融機関の財産の状況に応じ、倒産手続によって弁済金・配当金として支払われることとなるため、一部カットされることがあります。

以上、預金保険機構HPより